

◇ 教育資金の一括贈与口座に追加入金する場合

Q : 教育資金の一括贈与を検討しています。最初に1千万円口座に入れて、後でもう一度追加するような場合はどのような取扱いになりますか？

A : 次のようになります。

【解説】

この制度は、30歳未満の者が、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、直系尊属から教育資金の贈与を受けた場合には、1,500万円まで贈与税が非課税となるというものです。お尋ねのように、贈与を分けて行うという場合には、次のように取り扱われます。

① 1千万円を使い切らないうちに再度贈与した場合

非課税限度額1,500万円からすでにこの適用を受けた金額1,000万円を控除した残額500万円を限度にこの規定の適用を受けることができます。この場合には、受贈者は追加教育資金非課税申告書を金融機関経由で所轄の税務署長に提出しなければなりません。非課税限度額を超える贈与をした場合には、その年の翌年2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告をします。

② 1千万円を使い切ったため一旦契約が終了した後に再度この贈与をした場合

①と同様になります。ただしこの場合には、教育資金非課税申告書を提出することになります。

